

# 新たに食品営業を始める人へ

大阪府で、次の営業を行うためには、**食品衛生法に基づく営業許可**が必要です。

分類	業種（32業種）
調理業	飲食店営業、調理機能を有する自動販売機による食品販売業(新)
製造業	菓子製造業、アイスクリーム製造業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業(新)、氷雪製造業、液卵製造業(新)、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業(新)、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業(新)、漬物製造業(新)、密封包装食品製造業、食品の小分け業(新)、添加物製造業
加工業	集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業
販売業	食肉販売業、魚介類販売業、魚介類競り売り営業

営業を行うには、大阪府が定めた施設基準を満たした施設をつくり、営業所を所管する保健所に営業許可申請を行い、営業許可を受けることが必要です。

営業開始後は、施設や設備が基準どおりに維持管理され、常に清潔に保ち、衛生的な食品の取扱いに努めて、より安全で安心な食品を提供することが必要です。

営業者は、食品衛生責任者を選任(設置)する必要があります。

## 申請から許可取得までの流れ

### ①相談

- ・各業種ごとに施設基準があります。
- ・工事を始める前に、簡単な平面図を用意して保健所に相談してください。

### ②申請

- ・遅くとも、営業を始める約2週間前までに保健所へ申請してください。
- ・申請時に手数料を納付していただきます(現金)
- ・書類審査：営業内容及び図面による設備確認、食品衛生責任者の選任など、申請内容を確認します。
- ・支障がなければ、現場検査の日程を確定します。

### ③検査

- ・現場検査：施設基準に適合しているか確認します。
- ・適合していない場合は、許可できません。(改善指導を行います。)

### ④許可

- ・書類審査、現場検査に合格した場合は、許可期限、許可条件を付して許可されます。  
(許可した旨の通知をもって営業開始できます)

### ⑤交付

- ・許可証は、窓口で交付します。郵送希望者は、レターパックプラスをご用意ください。
- ・営業中は、店頭の見やすい場所に営業許可証を掲示してください。

## 1

## 事前相談

- ◆施設の工事着工前に設計図等をお持ちになり、事前にご相談ください。
- ◆施設ごとに食品衛生責任者を選任しなければなりません。
- ◆井戸水等の水道水以外を使用する場合は、水質検査が必要です。
- ★許可制度の詳細は以下をご覧ください

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/kyoka/kyoka.html>



## 2

## 申請

- ◆次の書類をそろえて営業開始予定の2週間前までに、営業所を所管する保健所へ申請してください。

- 営業許可申請書
- 施設の構造及び設備を示す図面 2部
- 営業設備等確認票
- (法人の場合) 登記事項証明書 (コピー可)
- 食品衛生責任者の資格を証するもの (コピー可)

※資格者がいない場合は、食品衛生責任者養成講習会の受講が必要です。  
受講申込は、p 4に記載の(公社)大阪食品衛生協会までお問合せください。

- 井戸水等使用の場合は、水質検査成績書 (26項目)
- 申請手数料 (申請書受理後は返金できません)

※その他、営業する内容によって必要なものがあります

- ◆許可証の郵送を希望の場合は、レターパックプラス (赤色) をお持ちください。  
(郵便局等で購入 (520円) できます)

- ★申請書類のダウンロードができます  
ピピッとネット：

[https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=153&sin\\_recid=4139#shinsei](https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=153&sin_recid=4139#shinsei)



## 3

## 検査

- ◆設備不備で施設基準に適合していなければ、再検査となります。
- ◆現場検査当日は、電気、ガス、水道が開通している状態にしてください。
- ◆検査に適合していれば、許可証引換書をお渡しします。

## 4

## 許可

- ◆検査終了後、許可されるまで、数日かかります。
- ◆許可されるまでは、営業できません。開業日は、余裕をもって設定してください。

## 5

## 許可証の交付

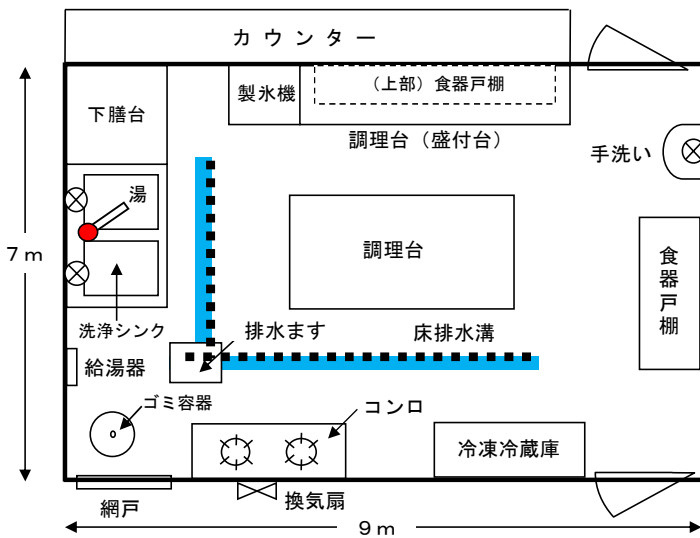
- ◆窓口にて交付します。許可証引換書を持参してください。
- ◆申請時に、レターパックを持参された場合は、郵送での発送になります。

営業開始後は、自ら作成した衛生管理計画に基づき、衛生管理に努めて、安全な食品を提供してください。  
また、施設の見やすいところに営業許可証を掲示してください。

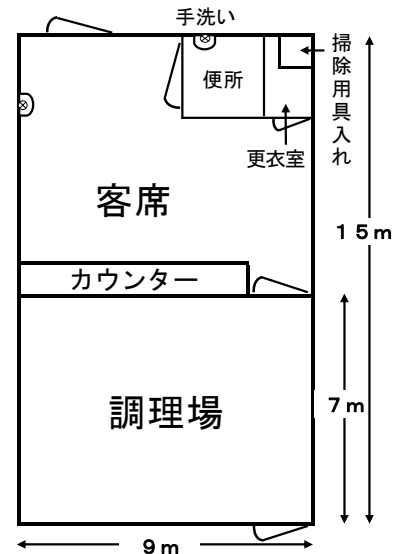
## 主な施設基準について（図面例）

お店の施設設備の確認にご利用ください。

【調理場の平面図（例）】



【施設全体の平面図（例）】



### 申請前の自己チェック表 【各業種共通】

#### 洗浄設備

- 使用目的に応じた大きさの洗浄設備が必要な数ある（器具用、食品用、下処理用など）
- 器具類の洗浄消毒のための、給湯その他の設備等がある

#### 給水設備

- 水道水である ※水道水以外を使用する場合は、水質検査が必要

#### 手洗い設備

- 調理場内に手洗い設備がある
- ※水栓は、再汚染防止できる構造が必要（自動式、足踏み式、レバー式等）



#### 食品等保管設備

- 食品等の種類に応じて、汚染の防止できる食品保管庫などの保管設備がある
- 冷凍・冷蔵庫がある ※温度計が必要

#### 調理場の区画

- 調理場は営業専用である（自宅の台所との兼用は不可）
- 作業区分に応じた区画がされている

#### 調理場の構造、床面・内壁の構造、排水設備

- ネズミ及び昆虫の侵入を防止できる設備がある
- 十分な換気、照明設備がある
- 床面、内壁及び天井は、清掃しやすい材質、構造である
- （床面及び内壁の清掃に水を流す場合）床面、内壁（腰張り）は、不浸透性の材質で、床面には十分な機能を有する排水溝がある

#### トイレ、更衣場所

- 便所には、専用の手洗い設備がある ※共用トイレ可
- 更衣場所がある
- 清掃用具を備えている

その他、営業の種類によって、追加で必要となる施設基準もあります。

また、取扱食品や営業形態に合わせて必要な設備があれば、適宜設けてください。

まずは上記のチェック表に沿って確認のうえ、申請前に管轄の保健所までお問い合わせください。

# 営業者に義務付けられる事項

## 1. 食品衛生責任者の設置

営業者は、施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担う者として、食品衛生責任者を設置することが必要となります。

<食品衛生責任者になるための資格要件（下記1～3のいずれかの資格が必要です）>

- 1 食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- 2 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、食鳥処理衛生管理者、と畜場法に規定する衛生管理責任者若しくは作業衛生責任者
- 3 食品衛生責任者養成講習会の修了者

※食品衛生責任者の有資格者がいない場合は、食品衛生責任者養成講習会を受講してください。

受講を希望される方は、（公社）大阪食品衛生協会ホームページをご覧ください。  
電話：06-6227-5390（平日9：00～17：00）までお問合せください。

<http://www.ofha.or.jp/enterprise/sekininsya.html>



## 2. HACCPに沿った衛生管理の実施

法改正により、HACCPに沿った衛生管理が義務化されました。

HACCPに沿った衛生管理には、

【①HACCPに基づく衛生管理】と

【②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理】

があり、多くの事業者が②の対象となります。

【②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の内容】

業界団体が作成した手引書（※）に基づき、衛生管理計画を作成したうえで、毎日の衛生管理の実施や記録の作成・保存を行うことが必要となります。

厚労省HP「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」



※手引書は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

右の二次元コード又は「厚労省HACCP手引書」で検索

## 問合せ先一覧

保健所名称	所在地	電話	所管区域
池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-620-6706	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	守口市京阪本通2-5-5 (守口市庁舎8階)	06-6993-3134	守口市、門真市
四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-4480	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-952-6165	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2682	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1382	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5683	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-464-9688	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町